

○国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の適用期間延長について

御坊市国民健康保険に加入している方のうち、被用者の方（雇い主から給与の支払いを受けている方）で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染疑いのため勤務することができず、その期間の給与の全部または一部が支払われない場合に支給される「傷病手当金」の適用期間を下記のとおり延長しました。

「傷病手当金」を受けるためには申請が必要です。申請を希望する場合は、事前に国保年金課 国民健康保険係（☎0738-23-5530）に電話でお問い合わせください。

◇適用期間 令和2年1月1日から令和3年6月30日の間で、療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで）

○令和3年度 市役所年金相談会の日程について

年金記録の確認、年金の請求、年金見込額の試算など、国民年金・厚生年金についての相談・手続きをお受けしますのでご利用ください。

なお、相談を希望する方は、田辺年金事務所へ電話予約が必要です。

電話予約は各相談日の1か月前からできます。

◇相談時間 10:00～11:30、13:00～15:00

◇電話予約 田辺年金事務所 ☎0739-24-0432

◇電話予約方法

自動音声による案内が流れます。『最初の案内でプッシュボタン①を押し、次の案内でプッシュボタン②を押す。』または『番号を押さず、自動音声案内終了後に職員が応答するまでお待ちください。』

相 談 日	相 談 場 所
令和3年5月20日（木）	市役所3階会議室
// 6月17日（木）	市役所3階会議室
// 7月15日（木）	市役所3階会議室
// 9月16日（木）	市役所3階会議室
// 10月21日（木）	市役所3階会議室
// 11月18日（木）	市役所3階会議室
令和4年1月20日（木）	市役所3階会議室
// 2月17日（木）	市役所5階会議室
// 3月17日（木）	市役所3階会議室

人権相談所開設のお知らせ

無料人権相談所を開設します。家庭内のいざこざ、いじめ等の心配ごとでお困りの方、その他日常生活における諸問題についてご相談されたい方は、お気軽にご利用ください。

なお、相談内容についての秘密は厳守されます。

◇日 時 令和3年4月23日（金）10時～15時

◇場 所 福祉センター3階

◇相談員 人権擁護委員

宇藤 勝（名田町楠井）

清水 典子（塩屋町北塩屋）

人権相談は、上記人権擁護委員の自宅及び法務局（☎0570-003-110）において常時受け付けています。相談は無料でむずかしい手続きは不要です。

主催：御坊人権擁護委員協議会御坊分会

後援：御坊市・和歌山地方務局御坊支局

◇問い合わせ 和歌山地方務局御坊支局 ☎0738-22-0335

